

明日への選択

主張するシンクタンクの情報誌

4

平成27年

邦人テロ事件
が突きつけた

日本「インテリジェンス」の欠陥

太田文雄

地方創生
視察報告

漁業再生へIQ導入—佐渡・赤泊

「大国外交」めざす中国と反日宣伝外交の戦略

「平和」を巡る憲法論議を考える



平成二十六年八月五日及び六日の、朝日新聞による吉田清治の証言記事(虚報、誤報)取り消しと「従軍慰安婦報道」検証の発表および年末に向けての一連の動きは、報道界に限らず日本社会を揺るがす大ニュースだった。

①池上彰氏による紙面批判記事の不掲載・掲載を巡る騒動、②東日本大震災時の対応に関する福島第一原発吉田元所長への政府による事情聴取(吉田調書)に関する誤った報道(吉田元所長、東電社員及び門田隆将氏への名誉毀損や言論弾圧)を含め、③朝日新聞の長年の反日的かつ独善的な報道姿勢や経営が、広く言論界で識者により厳しく追及され部数減(読者離れ)と強烈な

この裁判は「日本国民のための戦い」だ

「朝日新聞グレンデール

裁判」は何を指すのか

内田 智

弁護士

一刀論断

批判が巻き起こり、同年末に同社は社長交代と経営陣刷新を余儀なくされた。

朝日新聞は、ひたすらに頭を下げつつ「嵐」の過ぎ去りをジッと待ち、忘れやすく冷めやすい国民の態度・風向きを見守りつつ組織生き残りを模索中というところだろうが、デタラメな報道内容で長年深刻な被害を被ってきた日本人としては、慰安婦報道問題の責任を先ずききちんと取ってもらうことが同紙「生き残り」のそもその大前提だという気持ちである。

1 朝日新聞訴訟の概要

現時点で、従軍慰安婦報道に関して朝日

新聞を被告とする集団訴訟(原告多数という意味)は三つ提訴されている。各訴訟がそれぞれ別の代理人を立てて、各々法律構成を行い、原告集団による請求内容も異なっている。

今般、我々が平成二十七年二月十八日に東京地裁に提訴した訴訟(本裁判)は、靖国神社応援団訴訟(補助参加申立)でも名高い徳永信一弁護士長のもと、ロサンゼルス郊外(グレンデール市等)在住三名の日本人を中心に、総勢二千四百四十六名の原告団(国内の日本人としては、国民としての名誉を、誤った慰安婦報道とそれを理由とする国際世論の攻撃により深く傷つけられた)が結集したものだ。請求内容は、ニューヨーク・タイムズ、ロサンゼルス・タイムズ、英国ガーディアン及びAP通信と国内主要六紙に「謝罪広告」掲載を求めもの(在米原告三名は、各百万円の慰謝料支払請求も)。三名の在外邦人は、グレンデール市の「従軍慰安婦像・碑」が朝日新聞の虚偽報道に端を発する誤った国際世論により建立されたことに関し、例えば公聴会で侮辱を受けたり、日本人に対するイジメや嫌がらせ等による精神的損害を被った直接的被害者達である。

従軍慰安婦碑の文言(性奴隷)や建立は、朝日新聞による虚偽報道がそのベースになっていることは明らかであって、「従軍

く報道された「軍閥を示す資料発見」記事により、宮沢首相は訪韓中、大統領へ八回も「謝罪」し、かつ同報道は韓国でのさらなる虚報と事実の捏造(挺身隊の名で十二歳児が慰安婦として強制連行された等)を産み出し、反日感情がエスカレートして行った。吉田清治証言という虚報が前提になければ、上記記事に意味はなく、首相の「謝罪」もなく韓国社会での反日感情の盛り上がりもなかったはずである。

現在、国連(クマラスワミ報告)やアメリカ社会(米下院121号決議)をはじめ国際社会で広く誤解され通用している、いわば複雑化し増幅された「慰安婦問題」(慰安婦と徴用令による挺身隊との「混同」を前提とし一人歩きした二十万という人数および強制連行は「人狩り」そのものであった等の誤解)に関して与えた一連の朝日新聞報道(虚偽内容を長年にわたり訂正しない不作為・放置を含む)の影響を、日本人および日本国家は、これからどう回復するかが国民的課題となっている。

2 裁判の焦点

本裁判のポイントの一つは、朝日新聞が吉田清治証言を取り上げ始めたそもその時期(昭和五十七年)から、慰安婦の人狩り(強制連行)という歴史的事実として有り得ない事実の「捏造」を、あたかも真実として日本政府や日本人に対し反省や行動を迫った朝日新聞のキャンペーンが、いかに長期間、執拗かつ強烈な態度で、また様々な形でなされて国際世論に対して悪影響を与えたかを実証的に明らかにして、朝日新聞を徹底的に批判することだ。

例えば宮沢首相による韓国訪問直前の平成四年一月十一日付朝刊一面トップで大き

する「虚報」と「捏造」の虚偽事実こそが「真実」であるとの誤解に支配されるようになってしまったのである。

3 日本国民のための戦い

植村元記者は、被害者側であるキーセンに売られた老女(後に日本国に対する元慰安婦による賠償請求訴訟の原告)のソウルでの証言を「スクープ」し、朝日新聞の一連の従軍慰安婦キャンペーンに重要な役割を果たしてきた。ところが現在では何と自分への「名誉毀損」等を理由として西岡力氏や櫻井よし子氏らを被告として訴え、自らの新聞記者としての責任回避に励んでいると評される行動をとっている。

本裁判は、その植村元記者の慰安婦報道における役割、位置づけや認識、および朝日新聞の一貫した「論点すりかえ」議論や責任逃れの言論活動の全体像をも明らかにする場となる。朝日新聞の戦後オビニオン・リーダーとしての虚像が剥がれ落ち、国民の怒りの鉄槌が下される裁判遂行を弁護士事務局長として担うことは、弁護士としてこの上もない喜びであり、相手にとって不足はなく、父祖及び将来の子ども達を含む日本国民のための戦いであると自覚をしている。